

## 安塚坊金・竹内正俊家文書目録解題

安塚区大字坊金の竹内正俊家に伝えられた、近世から近代初頭にかけての 2,293 点の文書群である。『安塚町史』（平成 16 年 11 月 30 日発行、安塚町史編集室編）編さん事業のなかで目録が作成されている。

文化年間に市郎右衛門が、文政年間に庄右衛門が輪番庄屋役を担い、明治初頭には庄司が水原民政局に勤めるとともに、直之丞が東頸城郡幕府領の惣代・詰庄屋役を務めた。

本文書には、天和検地帳、年貢割付状、年貢皆済目録、検見にかかわる文書、訴訟文書などの多数の村政文書が残る。また、新政府への正金引渡に関する資料（資料番号 1444-7-1・2）、水原民政局での「御用手控」（資料番号 1444-291-1）や「御用日記」（資料番号 1444-317-1）からは、明治維新時のあわただしい行政の動きを細に読み取ることができる。

庄司は直之丞宛にしばしば手紙を書き送った。苗字帯刀や金札・藩札交換（資料番号 1444-298-1、1444-299-1）、版籍奉還や廃藩置県の実施（資料番号 1444-307-1、1444-308-1）、柏崎県の設置（資料番号 1444-295-1）、年貢に代わる新税（1444-297-1）など、明治維新の変革を民間の視点で捉えた貴重な証言である。

竹内家は、下美守郷、大養郷、上美守郷、保倉谷など広範囲から質地を集積していた。市郎右衛門の代、文化 5 年（1808）には田畑・山高合わせて 300 石余りを名請・懸持し、東頸城（保倉谷・山五十公郷・松之山郷）の大高持 5 人のうちの 1 人に数えられている（資料番号 1444-11-9）。特徴的なことは、「譲状」という名目による土地の名義移動が 40 件近くあり、証文の多くに古くからの「因縁」により田地を譲り渡す旨が記されていることである。他村では「因縁」による田地譲り渡しは、分家、隠居、出奔・身持不埒などを理由として親戚が跡式を引き継ぐ場合に限定されることが多い。竹内家の場合、縁戚や家族関係を示したり、跡式を引き受けたりする文言は見られず、金 10 両を「礼金」として支払っている例（資料番号 1444-268-11）もあることから、実際には永代売買だった可能性が高い。

上記の他に、以下のような特徴的な資料も含まれている。

- ・元禄 14 年（1701）8 月付「新検ニ付被仰出書窺書等留帳写」（資料番号 1444-18-1）

後代の写ではあるが、天和検地の実施要領が具体的に記録される。見込打など検地の進め方、地方からの問い合わせへの回答、村々の特殊事情に対する対応などが記される。郷や谷ごとの総石高も記録され、天和検地の地方での実態がうかがえる。天和検地については、坊金の他に近隣の大原、虫川、横川などの天和検地帳（資料番号 1444-12-1～1444-17-1）も残されている。

- ・天明 2 年（1782）6 月付「江戸廻米大阪御廻米村入用御尋ニ付書上帳」（資料番号 1444-100-1）

江戸・大阪への廻米時の駄賃・船積賃・人足賃などについて、代官からの下問に対して出雲崎会所が回答した内容を写したもので、頸城・刈羽・魚沼・三島・古志各郡の村々へその内容を知らせたものと考えられる。経費など廻米の具体的な実態を知ることができる。

- ・文化 9 年（1812）3 月付「駄賃帳」（資料番号 1444-316-2）、年欠 3 月付「道中旅籠帳」（資料番号 1444-316-1）

前者は北国街道各宿の人足賃と駄賃、後者は脇野町から高田を経由して板橋宿までの旅籠賃が記されている。

- ・天保7年（1836）付「破免御検見割」（資料番号 1444-102-1）

年貢の徴収には定免取と検見取の2つの方法がある。定免取は5年あるいは10年の収穫量を平均して算出されるもので毎年定量の年貢が徴収される。検見取は毎年役人が生産量を調査して年ごとに徴収量を算出する。近世初頭は検見取が主であったが、毎年の検見役人への対応に経費と時間が費やされるため、村々では検見取から定免取への移行を願い出る場合が多く、次第に定免取での年貢徴収が多くなっていった。しかし、五十公郷や松之山郷の村々では、天保年間の飢饉の対応策として、定免取から検見取に変更してもらうように破免願を出している。破免は、飢饉などの年に限って、定免を破棄して一時的に検見を実施して年貢率を決めることで、この資料には、その破免検見のための代官・手代等の滞在費や人足賃等の必要経費に対する山五十公郷・松之山郷の各組、各村の負担割賦等が詳細に書き留められている。検見の負担が地方の村々に重くのしかかっていることを物語る資料である。組・郷単位でまとめられたものの坊金村の控であると考えられる。

- ・寛政5年・寛政6年（1793・1794）付「乍恐以書付奉願上候」「乍恐以返答書奉願上候」（資料番号 1444-150-1～1444-153-1）

他村懸持百姓4人が年貢と村入用の割賦が不公平であるという不満を訴えて、年貢と村入用を滞納したことをめぐり争いが起きた。この訴訟事件は川浦代官所では埒が明かず、江戸での駕籠訴にまで発展することになる。これら一連の訴訟文書には事件の経緯と双方の言い分の詳細が記され、他村懸持百姓が抱えるトラブルの具体的な様相を知ることができる。